

白浜町林政アドバイザー業務公募型プロポーザル特記仕様書

1. 業務の目的

我が国の森林は、戦後に植栽された人工林が一斉に伐期を迎え、適切な管理と利用が急務となっている。しかしながら、森林所有者の多くは小規模化かつ分散しており、長期的な林業の低迷や世代交代により森林への関心が著しく低下している。その結果、管理が放置され、地域の安全や経済に深刻な影響を及ぼす危険性が高まっている。こうした状況を受け、平成31年度より森林経営管理制度が創設され、市町村が必要な権利を取得し、管理の行き届かない森林を自ら、または民間事業者に委ねて適切に管理することが求められている。

本町においても、伐期を迎えた多くの人工林が広範に存在し、豪雨災害時の土砂災害流出リスクの増大、鳥獣害の拡大、林業振興の停滞による地域経済の衰退等、森林の荒廃が町民生活に直結する問題が顕在化している。しかしながら、現行の森林・林業行政体制だけでは、これらの課題に十分に対応できず、また専門的知見を持つ職員は限られ、マンパワーも不足している。

こうした状況の中、本町では、森林・林業行政として専門的知識と豊富な実務経験を持つ者を「白浜町林政アドバイザー」として外部から迎え入れ、森林経営管理制度を含む森林・林業行政を強力に推進し、町民の安全と地域の持続的発展を確保することを目的とする。

2. 業務内容

当町の森林経営管理制度に基づく委託事業（以下「委託事業」という。）の実施にあたり、本町職員（以下「職員」という。）との協議の上、専門的見地に基づき、次に掲げる業務を実施する。

(1) 積算技術支援業務

委託事業の発注にあたり、過去の委託事業との連続性及び整合性を確保するため、次に掲げる支援を行う。

ア 林業事業体からの推薦地等をもとに、当年度の候補地を提案すること。

イ 候補地の現地調査を行い、過去の委託事業の基準に照らした整備可能な人工林の割合、過去の施業履歴の有無等を報告すること。

ウ 候補地における里道、熊野古道等の有無を調査し、関係法令に基づく許可等の要否について報告すること。

エ 候補地及びその隣接地の森林所有者の同意取得において、障害となり得る事柄を調査し、報告すること。

オ 積算に影響を及ぼす現場条件等を調査した結果、職員が必要と認めた場合は、設計変更や発注に資する資料、図面等を作成すること。

カ その他委託事業の積算に資する事項

(2) 技術審査支援業務

委託事業を受託した事業者（以下「受託業者」という。）から提出された資料等を基に次に掲げる審査を行い、職員へ報告する。

ア 受託業者から提出された資料等が委託事業の仕様書の基準を満たしているか審査すること。

イ 委託事業の対象森林及びその隣接地の森林所有者の同意取得状況を審査すること。

ウ 施業履歴、現場状況等から委託事業における間伐予定範囲の適正性について審査すること。

エ 植生調査箇所の選定箇所の妥当性について審査すること。

オ 関係法令に基づく許認可等の取得状況について審査すること。

カ 経営管理権集積計画の作成内容及びその妥当性について審査すること。

キ その他委託事業の審査に資する事項

(3) 現場活動支援業務

委託事業に係る職員の監督業務、検査等の現場活動について、次に掲げる支援を行う。

ア 受託業者への業務内容の説明及び現地案内をすること。

イ 受託業者の進捗状況の確認及び指導すること。

ウ 現地検査において、職員の現場活動を支援すること。

エ 経営管理権を設定した森林を巡視すること。

オ その他現場活動に資する事項

(4) その他必要業務

職員との協議により、職員の業務執行を円滑にするために必要な支援を行う。

3. 関係法令等の遵守

本業務は、森林法、森林経営管理法、森林経営管理制度に係る事務の手引き、労働安全衛生法、労働安全衛生規則その他関係諸規定を順守するとともに、職員の指示により実施しなければならない。

4. 成果物

(1) 活動報告書・出役簿等（年度末）

(2) 業務報告書・提言資料等（必要に応じて）

(3) その他本町との協議において必要とされたもの

※形式・内容は職員との協議の上決定する。